



牛久市では約1,500人が新たに有権者に

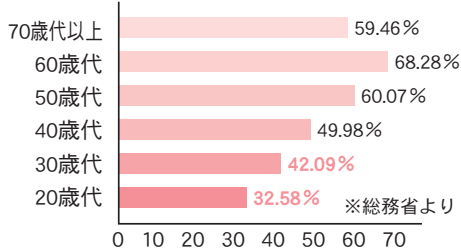
選挙権年齢が18歳以上に



平成28年6月19日以降に公示される最初の国政選挙から、選挙権年齢が20歳から18歳に引き下げられます。これは、若者の意見や考えを政治に届けやすくするためです。

問 牛久市選挙管理委員会
(総務課内) ☎内線1011

◆平成26年衆院選の年代別投票率



若者の意見を政治に
平成27年6月に公職選挙法等の一部を改正する法律が成立し、公布されました。この改正により、平成28年6月19日以降に公示される最初の国政選挙から、満18歳以上満20歳未満の方も投票することができるようになり、牛久市では約1,500人の方々が新たに有権者となる見込みです。
近年、選挙において若者世代の投票率は、際立って低い状況となっています。少子高齢化により若者の人口が他の年齢

◆選挙の種類および議員等の任期

国	・衆議院議員選挙(4年※解散あり) ・参議院議員選挙(6年※3年ごとに半数改選)
県	・茨城県知事選挙(4年) ・茨城県議会議員選挙(4年)
市	・牛久市長選挙(4年) ・牛久市議会議員選挙(4年)

層に比べて少なくなっていることと合わせて考えると、政治に若者世代の声が届きにくい状況であるといえます。
豊かな暮らしや理想的な社会を望む願いを「投票」という形で意思表示しなければ、なかなか政治には届きません。選挙で投じる一票は、政治を動かす力につながります。少子高齢化で若者の役割が重要性を増している現在、我が国の未来を担う若者の意見を政治に反映させるために、若者の皆さんも投票に参加することが大切です。

◆候補者や政党等を選ぶための代表的な情報収集の方法

インターネット…平成25年のネット選挙運動解禁を受け、選挙運動期間中もホームページやブログ、SNS(ツイッターやフェイスブックなど)、動画共有サービスなどを利用した選挙運動が可能に。

政見放送…候補者や政党等が、テレビやラジオを通じて意見や考えを訴える。

選挙公報…投票日の2日前までに、新聞折込などで届けられる新聞に似た印刷物。候補者の氏名、意見、考えなどを掲載している。

演説会…候補者が開催するものと、政党等が開催するものがある。

街頭演説…駅前などで候補者が有権者に直接政策を訴えるもの。

公開討論会…立候補予定者が集まり、自分の政策や公約などの考えを有権者に説明したり、立候補予定者同士がお互いに議論したりする場(選挙運動期間外に限られる)。

選挙運動ができる年齢も「18歳以上に引き下げ」
今回の法改正により、選挙運動ができる年齢も18歳以上に引き下げられました。違反した場合は罰則等も定められています。適切な行動をとるよう心がけてください。
満18歳未満の方は一切の選挙運動ができません(もちろん、インターネットによる選挙運動もできません)。同級生であつても、選挙運動ができる人とは注意が必要です。

満18歳になれば 選挙運動としてできること

- 知人・友人に直接投票や応援を依頼する。
- 電話で投票や応援を依頼する。
- 自分で選挙運動メッセージを掲示板・ブログなどに書き込む。
- 選挙運動メッセージをSNSなどで広める(リツイート、シェアなど)。
- 選挙運動の様子を動画サイトなどに投稿。

年齢を問わず、 やってはいけないこと

- × 電子メールを利用した選挙運動(候補者や政党等はできる)。
- × ウェブサイトや電子メール等を印刷して頒布すること。
- × 選挙運動が可能な期間以外に選挙運動をすること。
- × 戸別訪問。 × 飲食物の提供。